

# 和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出規程

## (目的)

第1条 この規程は、各種催事において和歌山県の観光PRを展開することを目的とした、(公社)和歌山県観光連盟(以下「観光連盟」という。)が所有する、和歌山観光PRシンボルキャラクター「わかばん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出について必要な事項を定める。

## (貸出内容)

第2条 貸出を行う内容は、以下のとおりとする。

- 頭部・胴部・足部一体型着ぐるみ 約W65×H185×T55cm(エア充填時) 1体  
(手を広げた時:約W130cm)
- 名札(安全ピンで着ぐるみに装着済み) 1個
- 着ぐるみ内蔵ファン用バッテリー及び充電用ケーブル 1式
- バッテリー携帯用収納袋 1枚
- 着ぐるみ着脱時用敷物 1枚
- 着ぐるみ用収納袋 1枚

## (対象者)

第3条 貸出を行う対象者は、和歌山県の観光PR活動を行うことを使用目的とした以下の者とする。

- (1)国、地方公共団体
- (2)多くの県外在住者の参加が見込める催事等を主催する企業・団体等(原則営利目的で使用する場合は除く)
- (3)その他、会長が特に認めるもの

## (貸出機関)

第4条 貸出は観光連盟又は観光連盟が認めた機関において行う。

## (貸出方法)

第5条 貸出を行う方法は、以下のとおりとする。

- (1)貸出を希望する者(以下「貸出希望者」という。)は、貸出機関に、別紙1の「和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」を提出するものとする。  
ただし、会長が特に認めるものにおいてはこの限りでない。
- (2)貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、別紙2の「和歌山観光PRシンボルキャラクター貸出承認書」をもって貸出希望者に対して貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3)貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、貸出機関から着ぐるみを直接受け取り、使用後は速やかに返却するものとする。なお、貸出に伴う搬出及び搬入作業は、借受者が行うものとする。  
また、着ぐるみの郵送を希望する場合は貸出及び返却にかかる送料は借受者が負担するものとし、貸出期間開始日の2日前までに発送依頼の電話を観光連盟におこなうものとする。電話がない場合は発送による貸出ができない場合がある。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として最長1週間以内とし、PR活動期間等を鑑み貸出機関が決定する。

(貸出料金)

第7条 貸出料金は、無料とする。

(損害の負担)

第8条 貸出について発生する損害については以下のとおりとする。

- (1)借受者は、着ぐるみを故意、又は不注意により破損又は汚損したときは、その修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。
- (2)借受者は、着ぐるみに起因することで第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3)着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)着ぐるみを使用して原則、営利目的の活動を行ってはならない。
- (2)着ぐるみを使用して、観光連盟が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (3)着ぐるみを使用して、観光連盟の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4)着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- (5)着ぐるみの着用方法について、別紙3の「着ぐるみ使用上の注意」により取り扱わなければならぬ。
- (6)着ぐるみ使用時の写真を活動最終日から原則3日以内にメール等で観光連盟に提出すること。  
なお写真については後日わかばんTwitterで配信することもあるため、来場者の顔が写るなどしていない写真とすること。
- (7)催事等会場への来場者から「わかばん」に対してプレゼントや差し入れ等を受け取った場合は提供主の名前と連絡先、提供物を必ず観光連盟に報告及び提出すること。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関して必要な事項は、観光連盟会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から適用する。

(一部改正)

この規程は、令和5年7月1日から適用する。

(一部改正)

この規程は、令和6年9月25日から適用する。

別紙1（第5条関係）

年　月　日

(公社)和歌山県観光連盟会長様

(申請者)   

住所

団体等名

代表者職・氏名

和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

次のとおり、和歌山観光PRシンボルキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

- ・和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出規程を確認のうえ遵守します。
- ・貸出希望期間の在庫は確認しています。

催事名			
使用目的			
使用場所			
使用日	年　月　日	～	年　月　日
一般の来場	可	否	
貸出希望期間	年　月　日	～	年　月　日
備考			

<担当者連絡先>

担当者（職・氏名）：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

別紙2（第5条関係）

和観連第  
年月  
号日  
様

公益社団法人和歌山県観光連盟会長  
(公印省略)

和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認書

年月日付で承認申請のありました和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみの貸出について、下記のとおり承認します。

つきましては、申請書の内容と貸出規程を遵守のうえ、ご使用下さい。

記

1 使用目的

2 使用日時 年月日～ 年月日

3 使用場所

4 貸出期間 年月日～ 年月日

5 備考 着ぐるみ引き渡しについて郵送を希望する場合は往復送料は申請者負担とし、貸出期間初日の2日前（週休日、祝日及び年末年始を除く。）までに発送依頼の電話を観光連盟におこなってください。  
電話がない場合は発送できない場合があります。

## 着ぐるみ使用上の注意

### (1) 着脱するとき

- ア 着脱の際は、着ぐるみを汚損しないよう付属の敷物など清潔なシートの上で行い、細心の注意をもって取り扱うこと。着ぐるみは白い部分が多く、特に汚れが付きやすく目立ちやすい生地になっています。
- イ 着ぐるみは、内蔵するファンにより発生するエアで膨らませて使用するため、ファンの運転のためのバッテリーとファンをつなぐケーブルが脱落・損傷しないように注意すること。
- ウ バッテリーの充電残量が十分あることを確認してから着脱すること。使用日ごとに、使用開始時100%充電されていることが望ましいが、バッテリーの充電能力低下を防ぐため、使用的都度充電することは避け、使用途中の充電はバッテリー残量が概ね40%以下になってから行うこと。
- エ 着ぐるみ内部は、ファンによる風が常時発生しているため、冬季は厚めの衣服を着用するなどして対応すること。
- オ 着ぐるみの足部分内部はスリッパ状になっており、土足での着用はしないこと。
- カ 関係者以外（特に子ども）の前で絶対に着脱しないこと。

### (2) 活動するとき

- ア 着ぐるみを汚損・破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 雨雪の下では原則として使用を控えること。なお、使用中に雨雪となった場合は、速やかに使用を中止すること。
- ウ 足下の視界が悪いため、活動の際は、安全対策として必ず誘導係を付けること。また、小さい幼児等にぶつかったり、倒したりするおそれがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すことは避け、転倒にも十分注意すること。
- エ 激しい動きをするとバッテリーとファンをつなぐケーブルが外れるなどして着ぐるみがしぼんでしまうおそれがあることから、常に注意して行動すること。
- オ 着ぐるみ内部はエアが常時送られてくるため、熱はこもりにくくなっているが、長時間着用すると気分が悪くなることがあるので、適宜休憩や水分補給を行うなど十分な対策をとり、無理のない着用をすること。連続使用は最長でも30分程度が望ましい。
- カ 着ぐるみ着用時は絶対に声を出さないこと。ジェスチャー以外でわかばんから何らかのメッセージを伝える必要がある場合は、誘導係や司会者等が代弁すること。
- キ 名札は必ず着用すること。

### (3) 使用後

- ア 汚損または破損箇所がないか必ず確認すること。
- イ 目に見えるほこりや汚れなどを可能な限り落とし、消臭スプレーで消臭し、風通しの良い場所で十分乾燥させてから返却すること。
- ウ 汚損・破損または部品を紛失した場合、直ちに貸出機関に申し出ること。

### (4) その他

- ア 輸送や保管の際には、専用の収納袋に丁寧に収め、足裏で着ぐるみが汚れたりしないよう、取り扱いに十分留意すること。
- イ 頭部を持つ際は絶対に耳だけで持たないこと。